

<b>公安委員会</b> 説明資料No. 1	「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」等について	令和3年6月10日 長官官房
---------------------------	----------------------------------------------------------------	-------------------

## 1 趣旨

国家公安委員会等に対して行われる申請等や、これらが行う処分通知等のオンライン化に向けて、その実現に必要なとなる制度面の環境整備を図るため、国家公安委員会規則等の改正等を行うもの。

## 2 規則案等の概要

申請等及び処分通知等のオンライン化に必要なとなるシステム面の環境整備を機動的かつ柔軟に行うことができるよう、次のような改正等を行う。

なお、(1)及び(2)は国家公安委員会が単独で所管する法令に基づく手続を、(3)は複数の行政機関が共同で所管する法令に基づく手続を適用対象とする。

### (1) 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則関係

イ 書面への記名等に相当する措置について、電子署名のほか、各手続の性質に応じた柔軟な措置を採用できるようにする。

ロ 自動車安全運転センターが行う事故証明書の交付等に係る手続をオンライン化の対象となり得る手続に追加する。

### (2) 国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示等関係

イ 前記(1)イの措置として、ID・パスワードの入力等を定める。

ロ 申請書に添付する書面等のデータを送達する方法として、デジタルカメラ、スキャナ等を用いる場合には記録日時を記録すべきことを定める。

### (3) 平成16年内閣府告示第5号（関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等）の全部を改正する件等関係

イ オンライン化の対象となり得る手続を別表で個別に指定する方法を廃止する。

ロ 前記(2)と同様の規定を整備する。

## 3 意見公募手続の実施結果等

令和3年4月26日（月）から5月25日（火）までの間、規則案等について意見公募手続を実施した結果、規則案等についての意見は寄せられなかった。本規則等は、今月25日（金）に公布・施行する予定。

公安委員会	「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案」等について	令和3年6月10日
説明資料No. 2		交 通 局

## 1 概要

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等について所要の改正を行うもの。

## 2 主な内容

### (1) 道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令案

#### ア 道路交通法施行令関係

- (ア) ミニカー及び小型特殊自動車の積載物の重量制限の上限値を、それぞれ90キログラム、700キログラムに改める。
- (イ) 反則金の納付等の方法として、都道府県警察の反則金専用口座への振込みによる方法を新たに定める。

#### イ 予算決算及び会計令関係

出納官吏等の収納手続の例外として、財務大臣の定める場合には、領収証書を納入者に交付することを要しないことを定める。

### (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

振込みによる反則金の納付等において明らかにすべき事項として、「納付書の各片の右最上欄の番号」を定める。

## 3 意見公募手続の実施結果

4月24日から5月23日まで実施した結果、合計で9件の意見が寄せられた。

改正に賛成の旨の意見のほか、「反則金を手軽に払えるようにすると、違反を助長するおそれがある」等の意見があったが、納付の利便性向上は必ずしも違反の助長につながるものではないと考えられることなどから、原案のとおり改正することとしたい。

## 4 今後の予定

政令の閣議決定：6月15日

施行期日：6月28日

公安委員会 説明資料No. 3	「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件」について	令和3年6月10日 交通 局
<p><b>1 概要</b></p> <p>東京都の国家戦略特区提案を受け、意見公募手続を経て、「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件」を告示するもの。</p> <p><b>2 告示の概要</b></p> <p>国家戦略特別区域内において道路交通法（以下「法」という。）第77条第1項の規定による許可を受けて行われる作業で使用される搭乗型移動支援ロボットのうち、法上の自動車に区分されるものを、「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」と位置付けることで、法上の小型特殊自動車に該当させる。</p> <p><b>3 意見公募手続の実施結果</b></p> <p>4月16日から5月15日まで意見公募手続を実施したところ、対象となる作業に係る場所を国家戦略特別区域以外に広げてもよいのではないか等の2件の意見が寄せられたが、本件は、国家戦略特別区域内において使用され、かつ、法第77条第1項の規定による許可を受けて行われる作業において使用されるという特殊性等に鑑み、当該使用に係る搭乗型移動支援ロボットを「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」として位置付けることとするものであることから、原案の内容を維持することとする。</p> <p><b>4 今後の予定</b></p> <p>令和3年6月17日 公布・施行</p>		

<b>公安委員会</b> <b>説明資料No. 4</b>	<b>国家公安委員会・警察庁防災業務計画</b> <b>の修正について</b>	<b>令和3年6月10日</b> <b>警 備 局</b>
----------------------------------	--------------------------------------------	----------------------------------

## 第1 修正の経緯

- 本年の災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正や近年の災害対応を通じて得られた教訓等を踏まえ修正を行うもの。
- 昭和38年6月の計画作成以来14回目の修正。

## 第2 主な修正事項

### 1 災害対策基本法改正を受けた事項

- (1) 政府の対処体制の変更を受けた警察庁の対処体制の変更  
 非常災害警備本部の長を長官とし、次長を長とする特定災害警備本部を新設。また、災害発生のおそれ段階を含めた記載に修正。
- (2) その他法改正を受けた記載変更  
 避難指示への一本化等の改正事項を受けた所要の修正。

### 2 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る措置の充実化

- (1) 南海トラフ地震に係る措置  
 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における体制確保や後発地震に備えた各種警察措置等について記載。
- (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る措置  
 積雪寒冷地であることを踏まえた施設等の整備、津波への対応、訓練等について記載。

### 3 新たな災害対策の施策等に係る事項

- (1) 災害時の情報収集の強化  
 無人航空機の活用、関係機関との画像情報の共有、国民からの画像情報の収集、警察署員の五感に基づく被害規模に関する情報の収集等。
- (2) 装備資機材・非常用物資の整備等  
 発動発電機等の非常用電源や感染防護資機材の整備等。
- (3) 関係機関との連携の強化・災害警備活動に係る指揮機能の強化  
 合同調整所や航空運用調整所における関係機関との調整等。また、被災地の警察への警察庁災害対応指揮支援チーム（D-SUT）の派遣。
- (4) 混乱防止・社会秩序の維持のための取組  
 性暴力・DVや流言飛語等による社会的混乱の防止等の取組。
- (5) 各種自然災害対策の更なる充実  
 火山災害対策・雪害対策に係る措置の更なる充実。

## 1 実施施設

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき、50留置施設に対して巡察を実施した。

## 2 実施結果

巡察を実施した留置施設においては、適正に業務を推進している状況が認められた。

- 留置業務管理者等による感染症への適切な対応について、必要な指導がされており、感染症への予防対策や疑いのある事例等への対応も徹底されている。
- 留置施設の一斉点検等において、留置業務管理者に加え必要な人数と十分な時間を費やし、綿密な点検を実施して危険箇所を発見するなど、被留置者事故を未然に防止している。
- 留置業務管理者等は、留置担当官の勤務環境の改善に配慮しており、各種功労に対しては積極的に賞揚するなど士気高揚を行っている。
- 被留置者の領置金は、保管庫等の鍵の管理、留置主任官等による立会いや突合、確実な引継ぎなどが適切になされているが、鍵の管理方法や立会いが不適切な留置施設には、必要な指導を行った。

## 3 今後の取組

令和3年度においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止に向けた対策を徹底させつつ、効果的な巡察を実施する。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年6月10日</p> <p>警 備 局</p>
<p><b>1 感染者数【6月9日時点】</b></p> <p>(1) 国内における感染状況～763,891人（死亡13,645人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～173,490,027人（死亡3,739,147人）</p> <p><b>2 政府の対応</b></p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 現在、緊急事態措置を北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の10都道府県において6月20日まで実施。 また、まん延防止等重点措置を群馬県、石川県及び熊本県において6月13日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県において6月20日まで実施。</p> <p>(3) 現在、159か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長10日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請。 さらに、新たな措置として、インド、パキスタン等7か国に滞在歴のある外国人の再入国は、当分の間、原則拒否。</p> <p><b>3 警察の対応</b></p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 警戒警備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空港及び検疫所長が指定した待機施設における警戒警備</li> <li>○ 医療施設及び軽症者等宿泊療養施設における警戒警備</li> <li>○ ワクチン大規模接種センターにおける警戒警備</li> </ul> <p>(3) 繁華街等における制服警察官によるパトロール強化</p> <p>(4) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携</p> <p>(5) 感染防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マスクの着用、対人距離の確保等の基本的な対策の徹底</li> <li>○ 警察職員を対象とするワクチン接種会場が自治体により設置される場合における、当該自治体との緊密な連携</li> </ul>		